

キャリアアップ助成金

短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し新たに社会保険を適応した場合に助成されます。

助成額 支給額は1人当たりの金額です。

①と②合わせて、1年度1事業所当たり
支給申請上限人数は45人まで

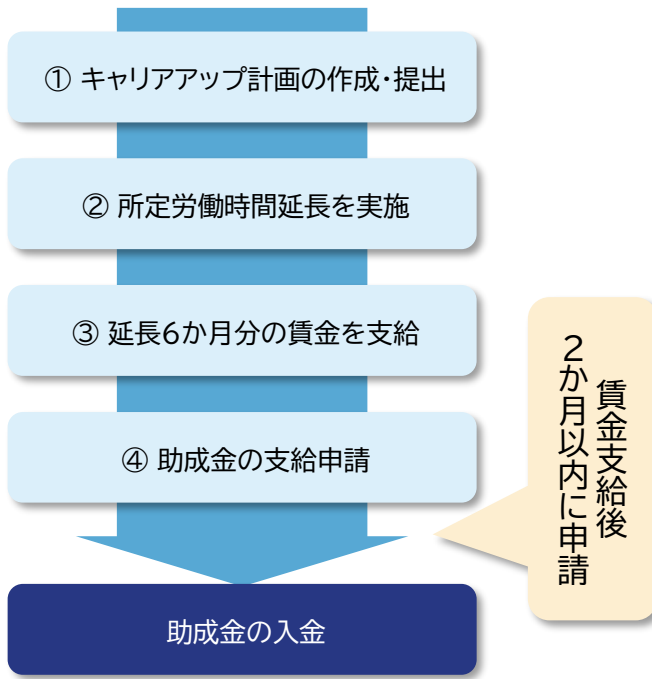
① 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険に適用した場合

労働時間数	中小企業	
	支給額	生産性要件達成
5時間以上	225,000円	284,000円
	中小企業以外	
	支給額	生産性要件達成
	169,000円	213,000円

②『賃金規定等改定コース』『選択的適用拡大導入時処遇改善コース』と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成

労働時間数	中小企業	
	支給額	生産性要件達成
4時間以上5時間未満	180,000円	227,000円
3時間以上4時間未満	135,000円	170,000円
2時間以上3時間未満	90,000円	114,000円
1時間以上2時間未満	45,000円	57,000円
労働時間数	中小企業以外	
	支給額	生産性要件達成
4時間以上5時間未満	135,000円	170,000円
3時間以上4時間未満	101,000円	128,000円
2時間以上3時間未満	68,000円	86,000円
1時間以上2時間未満	34,000円	43,000円

支給までの流れ



令和4年9月末まで延長されました！